

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		戸畑区役所総務企画課		093-871-3600				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
令和6年度戸畑区役所庁舎総合管理業務委託	西日本ビルメンテナンス協同組合	29,260,000	令和6年3月25日	競争入札に付したが、入札不調により、当該業者と随意契約したもの。	自治法施行令第8号	非公表 (公表することにより、業務の円滑な遂行に支障を及ぼす特別の事情がある)		
令和6年度戸畑区役所庁舎清掃業務委託	西日本ビルメンテナンス協同組合	15,734,400	令和6年3月25日	競争入札に付したが、入札不調により、当該業者と随意契約したもの。	自治法施行令第8号	非公表 (公表することにより、業務の円滑な遂行に支障を及ぼす特別の事情がある)		

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		戸畑区役所コミュニティ支援課		093-871-2335				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
戸畑区市民センターの管理業務及び使用料徴収事務	浅生まちづくり協議会ほか 11団体	74,736,960	令和5年3月18日	市民センターは地域住民のふれあい、交流、生涯学習、保健福祉活動等の場として設置されたものであり、その運営は当該地域の自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で継続性がある)		

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		戸畑区役所まちづくり整備課		093-871-1503			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
ウェルとばた前歩道橋ほか昇降機保守点検業務委託	日本オーチス・エレベーター株式会社 九州支店	8,870,400	令和6年3月22日	本契約は、エレベーター（フルメンテナンス契約）4基、エスカレーター（POC契約）4基の保守点検業務である。 エレベーターは、商習慣上、複数年度にわたる期間を前提とする業務であるため、当該契約の相手方が特定されるものである。 エスカレーターは、エスカレーターの製作者以外の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど業務の履行を達成できない。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性があ る）	
戸畑駅南北公共通路等昇降機保守点検業務委託	株式会社 日立ビルシステム 西日本支社 北九州統括営業所	10,792,100	令和6年3月22日	本契約は、エレベーター（フルメンテナンス契約）3基、エスカレーター（POC契約）8基の保守点検業務を行うものである。 エレベーターは、商習慣上、複数年度にわたる期間を前提とする業務であるため、当該契約の相手方が特定されるものである。 エスカレーターは、エスカレーターの製作者以外の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど業務の履行を達成できない。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性があ る）	
令和6年度 戸畑駅南北公共通路及びウェルとばた周辺人工地盤等維持管理業務委託	社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会 日本管財株式会社 北九州事業所	4,521,528	令和6年3月27日	戸畑駅周辺の再開発により「ウェルとばた」とあわせて、2階部分の人工地盤（通路）、昇降機等が整備された。人工地盤、昇降機等の管理について、ウェルとばたと切り離して管理を行うことは効率的でないため、保健福祉局と協定を結び、床面積割合で費用を負担することになった。 「ウェルとばた」の指定管理者である北九州市社会福祉協議会に警備以外の業務を、「ウェルとばた」の警備業務を実施している日本管財株式会社に警備業務を、保健福祉局との協定に基づき特命で業務委託を行うもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性があ る）	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		戸畑区役所保健福祉課		093-872-0855				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
北九州市放課後児童クラブ事業委託	あやめが丘学童クラブ運営委員会ほか4クラブ	86,994,425	令和6年3月22日	<p>小学校に就学している児童に対し、家族、地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的とし、委託先については「北九州市放課後児童クラブ事業実施要綱」第3条により公益法人その他市長が適当と認める公共団体となっている。</p> <p>したがって、本事業については、各校区の地元関係者で放課後児童クラブの運営を目的として設立された運営委員会に対して委託するもの。</p>	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で継続性がある)		

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号